

## 自動はかりの検定制度の見直しについて

食品工場の計量管理において、以前は、食品工場の生産ラインで使われるウエイトチェッカー等の自動捕捉式はかりは、計量法上の「特定計量器」から除外されていたため検定は必要ありませんでした。

しかし、2017年の計量法改正により、自動捕捉式はかりは特定計量器に追加され、一定の経過措置期間を設けた上で、段階的に検定義務化が進んでいます。

### 1. 自動捕捉式はかりの検定義務化

食品の製品の重さを判別する「自動捕捉式はかり（ウエイトチェッカー等）」を、内容量の表示などの取引や証明に使用している場合、検定に合格している必要があります。

「2024年4月1日より前から使用している自動補足式はかり」の検定期限  
→2027年3月まで

- ・ 検定期限以降は「取引・証明」に使用できなくなります。
- ・ 新たに使用するものは、既に2024年4月より使用制限が開始されています。
- ・ 2025年9月の法改正により、ホップスケール、充填用自動はかり、コンベヤスケールは検定対象から除外されています。

### 2. 自動捕捉式はかりとは

次のものが検定の対象となります。

#### ○自動重量選別機

製品を、その質量と基準設定値との差に応じて、複数のサブグループに分類する自動はかり

#### ○質量ラベル貼付機

製品の質量の計量値のラベルを、製品に貼り付ける自動はかり

#### ○計量値付け機

製品の表示質量値及び単価を基に料金を計算してラベルを、製品に貼り付ける自動はかり  
※目量10ミリグラム以上、目盛標識数100以上、ひょう量5キログラム以下のものが対象

### 3. 運用上の注意点

#### (1) 受検の推奨

2026年度（令和8年度）は申請の混雑が予想されるため、経済産業省は2025年度（令和7年度）中の早期受検を推奨しています。

## (2) Q&A：対象に該当するかどうか

①自動はかりで計量の後、非自動はかりでサンプル検査をしている場合、当該自動はかりによる計量は取引又は証明のための計量に該当するのか？

→非自動はかりでの確認がサンプル検査であり、個々の商品等の一部しか確認しない場合、自動はかりでの計量は、取引又は証明のための計量に該当する。

②自動はかりで計量後、非自動はかりで1個ずつ全数確認している場合、当該自動はかりによる計量は取引又は証明のための計量に該当するのか？

→全ての商品について、非自動はかりで計量を行い、その計量結果を取引又は証明に使用している場合には、一般的には非自動はかりによる計量が取引又は証明に該当する。

③最終商品を個数や枚数で取引をしているが、製造工程の内部管理用の確認用途（原材料の計量、製品の過不足確認、社内規格との適合確認など）として、質量を計っている場合、当該質量を計量する自動はかりは、取引又は証明のための計量に該当するのか？

→一般的には取引又は証明に使用されていないと考えられるが、当該自動はかりによる計量の結果が契約の要件になっている場合は、該当する場合がある。

詳しくは、経済産業省のホームページをご確認ください。

◆経済産業省 計量制度見直し

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno\\_infra/000\\_keiryuu\\_minaoshi.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/000_keiryuu_minaoshi.html)

以上